

「熊本都市圏 3 連絡道路有識者委員会」規約

制定 令和 5 年 1 1 月 1 0 日

（趣旨）

第 1 条 この規約は、熊本都市圏 3 連絡道路有識者委員会（以下「委員会」という。）の開催に関して必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第 2 条 委員会は、熊本都市圏における新たな 3 つの高規格道路「熊本都市圏北連絡道路」「熊本都市圏南連絡道路」「熊本空港連絡道路」の概略計画（概ねのルート帯の位置や主な道路構造等）を決定することに関し、計画策定プロセスの透明性・客観性・合理性・公正性、計画内容の合理性を確保するため、多角的な視点で意見を述べることを目的とする。

（所掌事務）

第 3 条 委員会は、次の各号について委員から意見を聴き、または委員との意見交換を行うものとする。

- （１）計画検討手順について
- （２）住民等とのコミュニケーションプロセスについて
- （３）計画検討の中で提示される技術的、専門的内容の合理性について
- （４）その他（１）～（３）の実施に必要な事項

（構成）

第 4 条 委員会は、公正中立な立場である有識者をもって構成し、委員及びオブザーバーの構成は別表 1 のとおりとする。

- 2 委員会には、委員長を置くものとする。
- 3 委員長は、各委員の互選により選出する。
- 4 委員長は、委員会の会務を総括するものとし、会議の進行にあたるものとする。
- 5 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。
- 6 委員が任期中に欠けた場合は、補欠の委員を選任することができる。
- 7 委員は委員会の目的に照らし、特定の行政機関及び特定の利害関係者等の利害を代表してはならない。
- 8 委員は個人を識別したり、個人の権利利益を害したりする恐れのある個人に関する情報などを漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。
- 9 オブザーバーは、必要に応じて会議に出席し、意見を述べることができる。

（委員会の運営）

第 5 条 会議は、原則として公開する。ただし、次の各号に該当するときは、公開によらず会議を行うことができる。

- （１）公開することにより委員若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合。
- （２）公開することにより委員からの率直な意見の表明や出席者との率直な意見交換が損なわれるおそれがある場合。
- （３）その他委員長が特に必要と認める場合。

- 2 会議の傍聴の手続、傍聴人の遵守事項その他の傍聴について必要な事項は、別に定めるものとする。

(議事録)

第6条 会議の議事録は、会議の議題又は論点毎の意見を要点筆記とする。

- 2 議事録は、熊本県及び熊本市ホームページで公表するものとする。

(事務局)

第7条 委員会の庶務を処理するため、事務局を熊本県土木部道路都市局道路整備課及び熊本市都市建設局土木部道路計画課に置く。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が事務局と調整を行い、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規則は、令和5年(2023年)11月10日から施行する。

熊本都市圏 3 連絡道路有識者委員会 構成員名簿

○委員

所属・役職	氏名
東海大学 文理融合学部 客員教授	こばやし ひろこ 小林 寛子
熊本県立大学 総合管理学部 教授	さわだ みちお 澤田 道夫
熊本県立大学 名誉教授及び熊本県環境センター 館長	しのはら りょうた 篠原 亮太
熊本大学 大学院先端科学研究部 教授	たけうち ゆきこ 竹内 裕希子
熊本経済同友会 副代表幹事 (株式会社地域交通ホールディングス 代表取締役)	ののぐち こうき 野々口 弘基
熊本商工会議所 副会頭 (株式会社古荘本店 代表取締役)	ふるしょう たかとし 古 荘 貴敏
熊本大学 くまもと水循環・減災研究教育センター 教授	ほしの ゆうじ 星野 裕司
熊本大学 大学院先端科学研究部 教授	まるやま たくや 円山 琢也

※五十音順・敬称略

○オブザーバー

国土交通省九州地方整備局熊本河川国道事務所 所長	ふくい たかのり 福井 貴規
--------------------------	-------------------

※敬称略

○事務局

熊本県土木部道路都市局道路整備課
熊本市都市建設局土木部道路計画課